

第十五号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「と利用」を「及び利用」に、「区民」を「江戸川区民」に、「と生活文化」を「及び生活文化」に改める。

第二条の見出し中「、廃止」を「及び廃止」に改める。

第二条の二の四に次の一項を加える。

2 法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし

書の条例で定める範囲は、法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）に基づき設ける法第五条の二第一項

に規定する公募対象公園施設である建築物（前項各号に規定する建築物を除く。）

に限り、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第二条の四に次の一項を加える。

3 認定公募設置等計画に基づき法第五条第一項の許可を受ける者を決定した場

合における当該者から徴収する土地使用料は、認定公募設置等計画に記載された使用料の額（当該額が別表一に規定する額を下回る場合にあつては、同表に

規定する額）とする。

第十条第三項中「第二条の四第二項」の下に「及び第三項」を加える。

別表二公園の占用料の表電柱の項中「一、三七七円」を「一、五八三元」に改め、同表標識の項中「八一六円」を「九三八円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管の項中「一二二元」を「一四〇円」に、「三〇六円」を「三五一元」に、「六一二元」を「七〇三元」に改め、同表電線の項中「一〇二元」を「一一七円」に、「一二二元」を「一四〇円」に、「三〇六円」を「三五一元」に、「六一二元」を「七〇三元」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔、マンホールの類の項中「一、〇二〇円」を「一、一七三元」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「四〇八円」を「四六九円」に改め、同表公衆電話所の項中「一、〇二〇円」を「一、一七三元」に改め、同表地下の占用物件の項中「七二一元」を「八六五円」に、「三〇六円」を「三五一元」に改め、同表高架の占用物件の項中「五〇円」を「五八六円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「八二三円」を「九八七円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「八、一六〇円」を「九、三六〇円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「一、四四五円」を「一、六五七円」に改め、同表ロケーションの項中「一二、七五〇円」を「一四、六二五円」に改め、同表移動販売（飲食物の販売に限る。）のための占用の項中「三、〇六〇円」を「三、五一〇円」に改め、同表その他の占用の項中「三四円」を「三九円」に改める。

別表三(二)の表新左近川親水公園の項を次のように改める。



(四)

名称	単位		使用料
総合レクリエーション公園富士公園 バーベキュー場 新左近川親水公園デイキャンプ場 小松川千本桜バーベキュー場	一区画	一回	二、一〇〇円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表二の改正規定及び次項の規定 平成三十一年四月一日

二 別表四(一)、(二)及び四の表の改正規定並びに付則第三項の規定 平成三十一年十月一日

年 十月 一日

三 別表三(二)の表新左近川親水公園の項の改正規定 江戸川区規則で定める日  
(経過措置)

2 この条例による改正後の別表二の規定は、平成三十一年四月一日以後に許可を受けた占用及び同日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が同日以後にわたるものの同日以後の期間に係る占用について適用する。

3 この条例による改正後の別表四の規定は、平成三十一年十月一日以後に利用

する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の改正に伴い、江戸川区立公園における公募対象公園施設の建蔽率の特例及び土地使用料について定めるとともに、占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替え並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、公園の占用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。